

交付対象水田から除外される可能性のある水田で 1か月以上の湛水管理(水張り)を行う農業者の皆様へ

- 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の5年水張りルール「1か月以上の湛水管理」についてお知らせします。なお、現時点で当事務局が取り決めたルールであるため、国の方針などにより運用が変更される可能性があることを御承知おきください。
- 5年水張りルールについては裏面をご覧ください。

1 湛水管理の確認方法

①現地確認

- ・湛水管理の実施期間を FAX 又は電子メール等でお知らせください。その際、氏名、ほ場地名地番、湛水期間を必ずご記載ください。FAX 又は電子メール等でお知らせ頂く際は、併せてお電話ください。
- ・事務局が現地確認を実施します（1か月以上期間を置いて2回）。
- ・ほ場の案内をお願いすることがあります。

②写真・作業日誌

- ・湛水管理をしたことが分かる写真（水を張った状態の農地全景）、作業日誌を作成してください。
- ・写真は1筆ごと湛水開始時期と湛水終了時期の2回撮影してください。
- ・写真は氏名、ほ場地名地番、撮影年月日を記載した紙等が写りこむように撮影してください。

2 湛水管理の注意点

①水深等の基準

- ・水稲作付の場合と同等の湛水管理を実施してください。

②水張りの期間

- ・水張り時期に具体的な時期の指定はありません。
- ・天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上することとしています。

③部分的な水張りについて

- ・交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。

郡上地域農業再生協議会事務局（郡上市役所内）

(TEL : 0575-67-1835 ・ FAX : 0575-66-0157 ・ E-mail : noumu@city.gujo.lg.jp)

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田について 見直しされました（いわゆる5年水張りルール）

令和9年度以降、過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地は交付対象水田の範囲から除く

ただし、以下に該当する場合は、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。

- ①災害復旧事業の対象で、水稻の作付けが困難であることが確認できる場合
- ②農業基盤整備事業等の対象で、水稻の作付けが困難であることが確認できる場合
(経営所得安定対策等実施要綱(別紙1)より抜粋)

(1) 見直しの目的

- ①転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ②水田機能を有する農地で転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す

(2) 交付対象水田の範囲から除くとは

5年間に一度も水張りが行われていない農地は当該交付金の交付対象となりません。

また、令和5年に水張りを行った場合でも、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田の範囲から除かれます。

(3) 水張りの考え方

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①湛水管理を1か月以上行う→表面チラシはこちらの確認です。
- ②連作障害による収量低下が発生していない